

## へき地診療所の取扱いの変更について

### 1. 変更理由

令和3年4月に国の要綱が改正され、「へき地診療所」の認定に係る県の裁量が拡大した。

診療所医師の高齢化や後継者不足により、県内の診療所が減少し、一次医療の維持・確保が困難となりつつある中、将来にわたり一次医療を維持・確保できるよう、市町村がへき地診療所の必要性を十分に検討したうえで、県が必要性を確認した場合は、新たにへき地診療所と認定し、そのへき地診療所の運営が継続できるよう、運営費の支援を行う。

#### 【国のへき地診療所の設置基準（へき地保健医療対策等実施要綱）】

	改正後（令和3年4月）	改正前
設置基準	ア 半径4kmの区域内人口1,000人以上、かつ、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上 イ 医療機関のない離島 ウ 上記のほか、 <u>無医地区等においてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断した地区</u> に設置する。	ア 半径4kmの区域内人口1,000人以上、かつ、最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上 イ 医療機関のない離島 ウ 上記のほか、 <u>これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認め</u> た地区に設置する。

※1 設置基準ウにより、厚生労働大臣に協議する必要がなくなり、都道府県知事の判断とされた。

※2 既存の診療所も、上記ウの要件適用によりへき地診とすることが可能となった。

### 2. 現行の県のへき地診療所の基準（考え方）

#### 【保健医療計画（図5-2-8(2)）】

- (1) 医療施設運営費等補助金の対象となるへき地診療所：5カ所
- (2) 国保1種へき地診療所：19カ所
- (3) 国保2種へき地診療所：12カ所
- (4) その他の国保診療所：6カ所
- (5) その他へき地等の公立診療所：8カ所

### 3. 新たなへき地診療所の認定基準

- (1) 当該診療所の所在場所を中心として半径 4 km の区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が 1,000 人以上であり、かつ、通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）最寄り医療機関まで 30 分以上要する診療所（※国基準）
- (2) 市町村が必要と判断し、県が必要と認める診療所等（※県独自に基準を設定）
  - ① 当該診療所が所在しなければ、「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」となる地区に所在する診療所（下記②）を除く）
  - ② 国保直営診療所 1 種、2 種へき地診療所

### 4. へき地診療所の認定方法

- (1) 県から市町村へ調査票の提出を依頼
  - (2) 市町村から提出された調査票について、県が基準に基づき内容を審査、確認
  - (3) 県が基準を満たすと認めた場合はへき地診療所として認定し、国庫補助を活用した支援を行う
- （※ただし、上記 3. 認定基準（2）②に該当する場合は、当該補助金の対象外とする）

### 5. スケジュール

1 月 23 日 県から市町村へ調査票の提出依頼

2 月 20 日 市町村から県への提出期限

2 月～3 月 県が審査し、必要性を確認した場合はへき地診療所と認定する

※1 認定結果について、次回の地域医療支援会議で報告する。

※2 翌年度以降、県は必要に応じて、市町村へ現況届の提出を求め、引き続き基準を満たしていることを確認する。